

休学・復学の手続について

休学・復学の手続きは、「作新学院大学女子短期大学部学則」に定めている。

作新学院大学女子短期大学部学則

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年数には算入しない。

(復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。